

特定非営利活動法人 日本がん口腔支持療法学会 賛助会員規程

2019年7月20日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本がん口腔支持療法学会（以下「法人」という。）の第6条（3）に定めたこの法人の賛助会員の取り扱いに関する基本方針を定めるものである。

(入会手続)

第2条 賛助会員になろうとする個人又は団体は、所定の入会申込書を提出し、次条に定める賛助会費を納めなければならない。

(賛助会費)

第3条 賛助会費は、次の通りとする。

入会金 0 円

年会費 1口 50,000 円（1口以上）

- 2 賛助会員の個人又は団体は、1口以上の賛助会費を納めなければならない。
- 3 賛助会員となったものは、理由のいかんを問わず、支払い済みの賛助会費の返還を請求することができない。

(賛助会費の使途)

第4条 この法人は、賛助会費を、専らこの法人の特定非営利活動に係る事業で生じる費用に充てる。

(賛助会員資格の喪失)

第5条 賛助会員は、次の各号の1つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は団体が解散したとき
- (2) 成年被後見人、被保佐人の審判をうけたとき、又は破産手続開始決定を受けたとき
- (3) 自己の意思で退会したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 正当な理由がなく2年以上会費を滞納したとき

(退会)

第6条 賛助会員は、所定の退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第7条 賛助会員が、次のいずれかに該当するときは、この法人は、理事会の決議により、当該賛助会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な事由があるとき

(賛助会員の権利等)

第8条 賛助会員は、次の各号の権利を有する。

- (1) 学会ホームページへの賛助会員名の掲載
- (2) 本学会が主催する学術大会への正会員料金での参加
- (3) 本学会の学術大会の抄録集の提供

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第10条 この規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附則

この規程は、2019年12月2日から施行する。なお、本規程の施行前にすでに賛助会員であったものについては、本規程を2020年4月1日より適用する。